

教 健 体 第 2 1 9 号
令和3年(2021年)5月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策に
ついて(通知)

このことについて、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。

ついては、感染症対策の具体的な内容を別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」として作成しましたので、記載の内容に特に留意し、感染症対策の実効性の確保を図ってください。

なお、今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

また、道において警戒ステージを「ステージ5」に移行することとしたことや道内の各地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、特定措置区域(石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市)内の道立学校については、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル3」に移行しますので、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づくレベル3に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
教職員課